

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 事業の実効性の確保と課題の継続的検討

本計画に記載する事業については、「中心市街地活性化協議会」、「中心市街地活性化基本計画策定委員会」等における検討内容を尊重するとともに、実践的な活動に裏づけられた事業を選定することに留意した。

また、事業の推進に関しては、新たに設置する「中心市街地まちづくり会議」においても検証を行っていくこととなっており、行政のみでなく、外部からの本計画のフォローアップが可能となる。

さらに、調査・検討が必要な事業や今回記載できなかった事業については、「中心市街地活性化庁内検討会議」や新たに設置する「中心市街地まちづくり会議」において継続的な検討を行い、具体的な事業への進展を目指す。

(2) 関係者の主体的な取組みと連携

これまでの中心市街地活性化への取組みの反省から、計画実践のキーワードとして、「自らが主体的に参加する」ことが挙げられる。

本計画は、「中心市街地活性化協議会」、「中心市街地活性化基本計画策定委員会」等における議論、市民アンケートの実施など様々な市民の協働のもとに策定したものであるが、その経験と熱意を継続し、今後も住民、事業者、行政などのそれぞれが参加者としての意識を強く持ち、主体的に取り組んでいくことが重要である。

また、その中でも主導的な立場を担っていくこととなる、「中心市街地活性化協議会」、「L L Cまちづくり甲府」、「中心市街地まちづくり会議」等の組織との連携を図っていく。